

改正 令和2年8月18日 原規総発第2008182号 原子力規制委員会委員長決定

原子力規制委員会行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年8月18日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力規制委員会行政文書管理規則の一部を改正する訓令

原子力規制委員会行政文書管理規則（原規総発第120919003号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この訓令は、令和2年8月18日から施行する。

別表 原子力規制委員会行政文書管理規則 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第28条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この規則に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた原子力規制委員会特定秘密保護規程(平成26年12月8日原子力規制委員会決定)に基づき管理するものとする。</p>	<p>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第28条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この規則に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた原子力規制委員会特定秘密保護規程(平成26年12月8日原子力規制委員会決定)に基づき管理するものとする。</p>